

春日部市上下水道部告示第 13 号

下記の者を、春日部市指定給水装置工事事業者規程(以下「規程」という。)第7条の規定により、春日部市指定給水装置工事事業の事業の廃止の届出があったため、規程第10条第3号により告示する。

令和8年9月1日

春日部市水道事業管理者 宗 広 則 行

記

[illegible]